

「常願寺川砂防施設（本宮堰堤）」の保存活用計画策定に向けた取組み

国土交通省 北陸地方整備局 立山砂防事務所 谷川 健一※¹、川合 康之※¹
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 ○渡邊 尚、村上 治
※¹令和4年度時点の所属

1. はじめに

立山砂防事務所管内には大正14年の国の直轄砂防事業化以降、多くの砂防関係施設が整備され、施設の持つ歴史的・文化的価値が評価されて重要文化財に指定された施設が存在する。

これら重要文化財砂防施設の「砂防施設本来の防災機能の維持」と「文化財としての価値の保全」の両立を目指して立山砂防事務所が続けている「保存活用計画（案）」の近年の取組み状況について紹介する。

2. 立山砂防事務所管内の重要文化財砂防施設

重要文化財（建造物）は文化庁の定めた「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準：昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号」（表1）により指定された施設で、立山砂防事務所管内には3つの重要文化財砂防施設※²が現存する。

表1 重要文化財（建造物）の指定基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの
(1) 意匠的に優秀なもの
(2) 技術的に優秀なもの
(3) 歴史的価値の高いもの
(4) 学術的価値の高いもの
(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

文化財保護委員会告示第2号（昭和26年5月10日）より抜粋・引用



白岩砂防堰堤※² 本宮砂防堰堤※² 泥谷砂防堰堤群※²

※² 砂防行政と文化庁行政では施設に対する呼称が異なる。

「白岩砂防堰堤」…重要文化財名「常願寺川砂防施設（白岩堰堤）」
「本宮砂防堰堤」…重要文化財名「常願寺川砂防施設（本宮堰堤）」
「泥谷砂防堰堤群」…重要文化財名「常願寺川砂防施設（泥谷堰堤）」

表2 常願寺川砂防施設の文化的価値

常願寺川砂防施設は、上流と中流でそれぞれ土砂扞止を担う大規模な基幹砂防堰堤と、水源崩壊地での土砂生産を抑制する支溪の階段式堰堤により、わが国屈指の急流荒廃河川である常願寺川の水系を一体的に治め、その後本格化する水系全体に及ぶ治水対策の礎となった施設であり、わが国治水史上、価値が高い。また、荒廃河川特有の不利な地盤条件を克服して、短期間で完成した大規模な貯砂堰堤と狭隘な谷筋に堰堤が連なる階段式堰堤は、昭和前期における砂防施設の技術的達成度を示すものとして重要である。近代砂防工事の機械施工に係る遺構とともに、崩壊地に面的に整備された山腹工事に係る構造物が現存することも貴重であり、指定名称を白岩堰堤砂防施設から常願寺川砂防施設に改め、既指定の白岩堰堤と併せて保存を図る。

出典：文化庁資料

3. 保存活用計画の策定の意義

3.1 防災機能の維持と歴史的価値の保全

一般的に「重要文化財（建造物）」を補修する場合には、外観など施設が有する歴史的・文化的価値の保全のため、補修に先立ち範囲・工法・使

用材料等に関して、文化庁行政と事前協議を行い、合意を得ておくことが必要となる。

砂防関係施設は防災施設であり、保全対象保護の観点から被災時には一刻も早い機能復旧が求められる。そのため補修内容を文化審議会に諮り、承認を得てから補修することは現実的には困難である。ただし、防災機能の早急な復旧のために文化庁行政との合意を得ずに補修を行った場合、文化財としての価値が喪失したと見なされれば重要文化財の指定が解除される恐れがある。

3.2 保存活用計画策定の目的と意義

元来「保存活用計画」とは「所有者等が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等・関係地方公共団体・文化庁等の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進※³」することを目指し、文化庁が施設管理者に策定を推奨するもので、前述の課題への対応を容易にする可能性を内包している。特に平成30年度の文化財保護法改訂後は「保存活用計画」の策定・運用を通じ、補修等手続きの更なる弾力化（合意形成や事務手続きの簡素化・迅速化）を図ることが推奨されている。

※³「平成11年3月24日 庁建第164号 各都道府県教育委員会教育長あて、文化庁文化財保護部長通知」より抜粋・引用

3.3 立山砂防事務所における取組みの経緯

このような背景から、立山砂防事務所は平成22年度に施設管理者、学識者、文化庁行政側の担当者等を構成員とする「保存活用計画検討委員会」を設置し、検討を開始した（図1）。

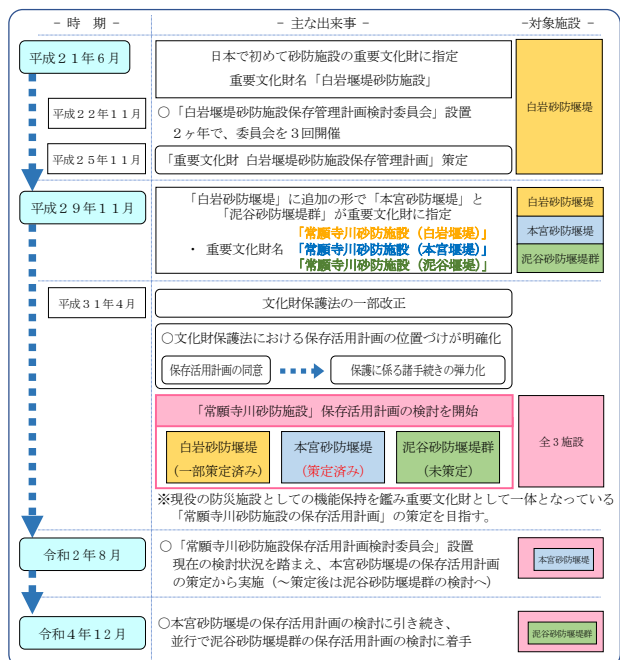


図1 重要文化財施設の追加指定、文化財保護の改訂等を踏まえた現在までの検討の経緯

4. 本宮砂防堰堤の保存活用計画

4.1 保存活用計画の構成

本宮砂防堰堤の「保存活用計画」の検討は白岩砂防堰堤での検討に引き続く形で令和2年度から着手し、令和4年度までに「保存活用計画」を構成する個別の各計画（図2）の策定を完了した。

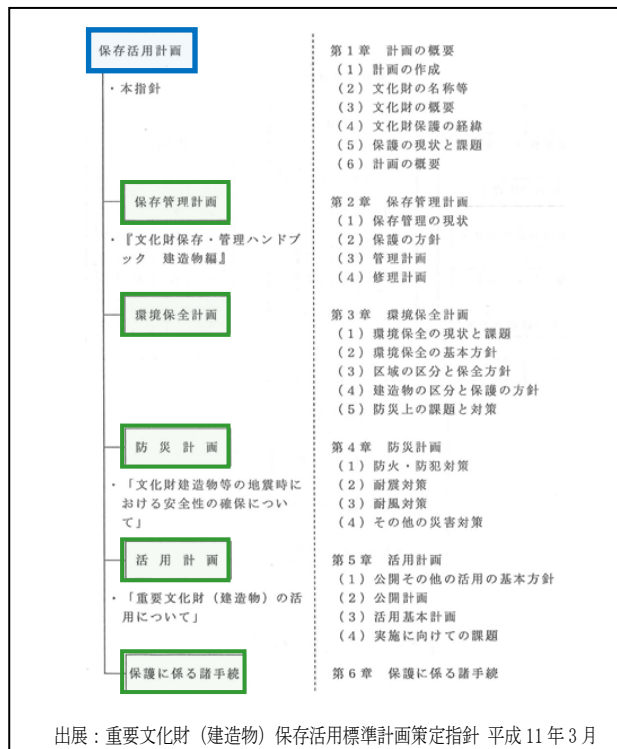


図2 重要文化財(建造物)保存活用計画の標準構成

4.2 砂防関係施設の特性を踏まえた検討

「保存活用計画」の検討では文化庁行政の定める「重要文化財（建造物）保存活用標準計画策定指針 平成11年3月」等に準拠する必要がある。ただし、これら指針類は元々神社仏閣や民家等の建造物を対象に策定されたものであり、砂防関係施設としてそのまま適用することは難しい事項も多い。そのため、防災施設である本宮砂防堰堤の特性や現状の維持管理の実態を踏まえ、指針の定める事項の読替え（表3、図3～図4）や練石積粗石コンクリート堰堤に対する基準の割当てについて、砂防行政側の観点から施設管理者の立山砂防事務所独自の定義付け（図5）等も行った。

なお、これらの対応は全て本宮砂防堰堤の施設管理者である立山砂防事務所による独自の見解や指針等の解釈を踏まえて検討したものであり、過去に同様の前例も存在しないことから、適用の妥当性についても検討委員会に諮り、委員からの意見や指摘を踏まえて計画を取りまとめた。

表1 重要文化財(建造物)の指定基準

部分の設定	部位に対する保存の方針	
	基準の区分	本宮堰堤における代表的な部位
保存部分 主として、部位の基準1・2に該当する部位により構成される部分	基準1	○張石・積石・玉石 ○旧混合配給所基礎石垣
	基準2	○粗石コンクリート
	基準3	○本堰堤下流部および水叩き部の補修コンクリート（S56年の補修箇所） ○旧第一副堰堤の天端の補修コンクリート（S60～62年の補修箇所） ○竣工後に設置、増設、補修された部位
その他部分	基準4	○災害による損傷または、防災のために行う工事を除き、現状のままとする箇所。

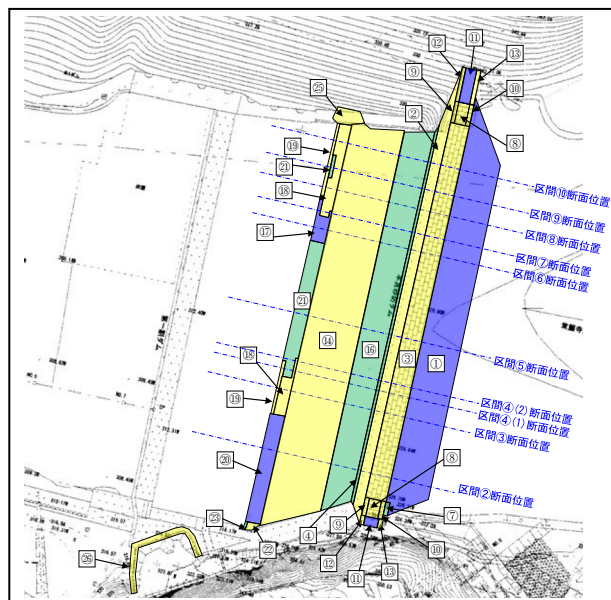


図3 基準1～4の割当て(平面図)

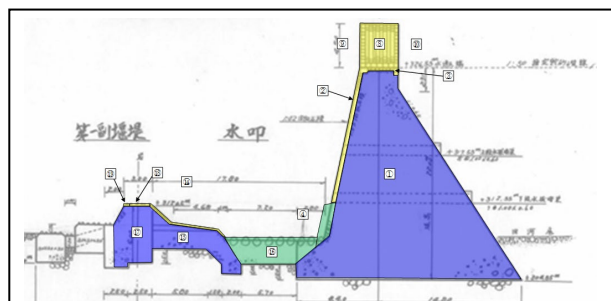


図4 基準1～4の割当て(標準断面図)

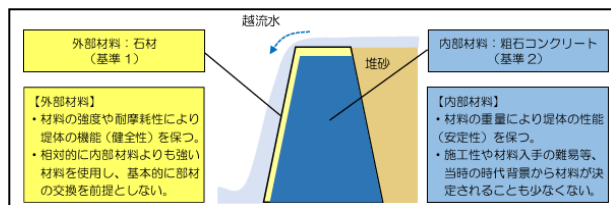


図5 練石積粗石コンクリート砂防堰堤における「基準1」と「基準2」の定義付け

5. おわりに

本宮砂防堰堤の「保存活用計画」は文化財保護法の改正以後初の検討となったため、平成22～24年度の白岩砂防堰堤での検討時に定めた「部分・部位の区分」や「保存の方針」等、立山砂防事務所独自の重要文化財砂防施設に対する「考え方」を踏襲するとともに、過去に未検討の「活用計画」「環境保全計画」「防災計画」の策定も行った。特に「附（ついたり）」に指定された「旧第一副堰堤」や「旧混合配給所基礎石垣」に対しては、砂防設備としての位置付け検討、現存状況確認のための発掘調査の実施、今後の被災時を想定した具体的な補修方法を検討した。

当機構では、今後も文化財砂防関係施設の適切な維持管理に向けた取り組みの一環として、白岩砂防堰堤と本宮砂防堰堤での検討で培った知見を活かし、引き続き「常願寺川砂防施設」を構成する泥谷砂防堰堤群の「保存活用計画」の策定を継続してゆく。